

文京区のリサイクルと清掃事業

2015

(平成26年度事業実績)



平成27年9月

資源環境部リサイクル清掃課
資源環境部文京清掃事務所

目 次

1	はじめに	1
2	文京区のごみの流れ	3
3	清掃事業の運営形態	4
4	組織・人員	5
5	清掃・リサイクル事業の経費.....	7
6	家庭から出るごみと資源.....	8
7	事業所から出るごみと資源	14
8	指導業務.....	15
9	一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可及び指導.....	17
10	3Rの普及・啓発事業	18

データ編

1	文京区の面積、人口及び世帯数	21
2	ごみ収集量と資源回収量の推移	21
3	ごみの搬入先と搬入量（平成26年度）	23
4	ごみ収集量・資源回収量（平成26年度）	24
5	区民一人一日あたりのごみ量・資源量	28
6	事業用建築物の所有者への指導	29
7	ごみの組成	31
8	コンポスト化容器斡旋実績	31
9	ごみと資源の収集日	32
10	回収拠点	33
11	リサイクル推進協力店	36
12	清掃事務所等の概要	38
13	リサイクルと清掃事業のあゆみ	38
14	リサイクルと廃棄物処理の法体系	41

※ 本書の内容のうち、実績数値については原則として平成26年度の内容です。

1 はじめに

(1) モノ配慮社会の実現をめざして

平成12年以降、循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の形成に向けた重要な法律が順次制定されるなど、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくための仕組みが構築されました。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムを改め、資源循環の社会経済システムへ転換することが現代社会の課題となっています。

文京区では、清掃事業を円滑に遂行し、深刻化するごみ処理場問題などに対応するため、ごみになる以前の対策が重要であると考えています。そのため、平成12年3月に策定された、一般廃棄物処理基本計画「モノ・プラン2000文京」において、将来不用になるであろうものを総称して「モノ」と呼び、「モノの流れが地球環境にとって望ましい状態になっている社会」を「モノ配慮社会」として位置づけ、ごみ減量やリサイクル事業を実施してまいりました。その後、区民の廃棄物に対する意識も高まり、資源回収も着実に拡大しました。

一方、ペットボトルやプラスチックなど利便性の高い容器を多用するライフスタイルへの変化、集合住宅建設による人口増加、地域コミュニティの変化など、清掃事業のあり方にも大きな影響を及ぼすこれらの社会経済状況の変化に対応するため、平成18年4月に「モノ・プラン文京」を改定しました。

国においては、平成20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画が策定され、環境保全を前提とした循環型社会の形成を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築等の方向が示され、一般廃棄物の分野においても地域住民への情報開示を行い、協力と理解を得ながら3R(Reduce、Reuse、Recycle)を推し進める改革が必要であるとされました。

このような新たな社会状況の変化に対応するため、平成23年3月に「モノ・プラン文京」(平成23年度～平成32年度)を改定し、区として掲げた目標の達成を目指しているところです。

その後、平成25年5月に第3次循環型社会形成推進基本計画が策定され、資源循環の「量」だけではなく、資源確保や安全・安心など「質」にも着目した、より高度な循環型社会の実現を目指し、3Rのうち2R(Reduce、Reuse)の優先や、循環産業の振興・国際展開支援、有害廃棄物等の適正処理の推進に取り組むことが求められています。これに併せて、文京区リサイクル清掃審議会^{※1}では、平成26、27年度の2ヶ年をかけて、2R重視の考え方を再認識したうえで、「モノ・プラン文京」の中間年度の見直しを行っています。

(2) ごみ減量と3Rの推進

文京区が収集したごみ量は、平成元年度の約88,500トンピークにして、年々減少し、平成26年度は約43,400トンと前年比約1,000トンの減量になりました。また、平成26年度は約14,600トンが資源としてリサイクルされ、区の収集によるリサイクル率は25.2%となっています。

しかしながら、文京区には清掃工場がなく、ごみの処理を他区の清掃工場に全面的に委ねているのが現状です。だからこそ、なお一層のごみの減量を図る必要があります。そのためには、まずはごみを出さない工夫である「発生抑制(Reduce)」を徹底し、さらに「再使用(Reuse)」を心がけ、そして最後の手段として「再生利用(Recycle)」するという、3つの「R」を着実に推し進めて、「モノ・プラン文京」に掲げた目標を達成しなければなりません。これらは、区民・行政・事業者のいずれが欠けても実現できるものではなく、三位一体となって協働する必要があります。

この概要に掲載している文京区の取組みについてご理解いただいた上で、ぜひご協力いただければと考えております。

^{※1} 廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るため、文京区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第七十一条により設置された附属機関。

「3R」の実践とは

「3R」とは、①Reduce (リデュース)⇒②Reuse (リユース)⇒③Recycle (リサイクル)の3つの頭文字から取ったものです。

まずは、Reduce (リデュース)ごみになるものを減らすこと

余計なものを買わないよう
よく考えて買い物をしよう



無駄なものを買わないで、本当に必要なものかどうかを考えてから買うようにしましょう。

生ごみは水を
切ってから捨てよう



生ごみの大半は水分と言われています。捨てる前に、水をよく切ってから捨てるようにしましょう。

買い物には「マイバッグ」
を持って行こう



マイバッグを持ち歩き、不用なレジ袋は断って、簡易包装を心がけましょう。

さらに、Reuse (リユース)くりかえし何度も使うこと

何度も使えるものを
使おう



使い捨てのものではなく、できるだけ長く使用できるものを選びましょう。洗剤やシャンプーなどは詰め替え商品の利用を心がけましょう。

修理して大事に使おう



壊れた、と思ってもすぐに捨てるのではなく、修理可能なものは修理して、できるだけ長く使うようにしましょう。

使わなくなったものを
人に譲ろう



フリーマーケットやリサイクルショップを利用しましょう。

そして、Recycle (リサイクル)もう一度資源として使うこと

正しく分別しよう



ごみの中には資源となるものがまだまだ含まれています。分別を徹底し、資源は資源として出すようにしましょう。

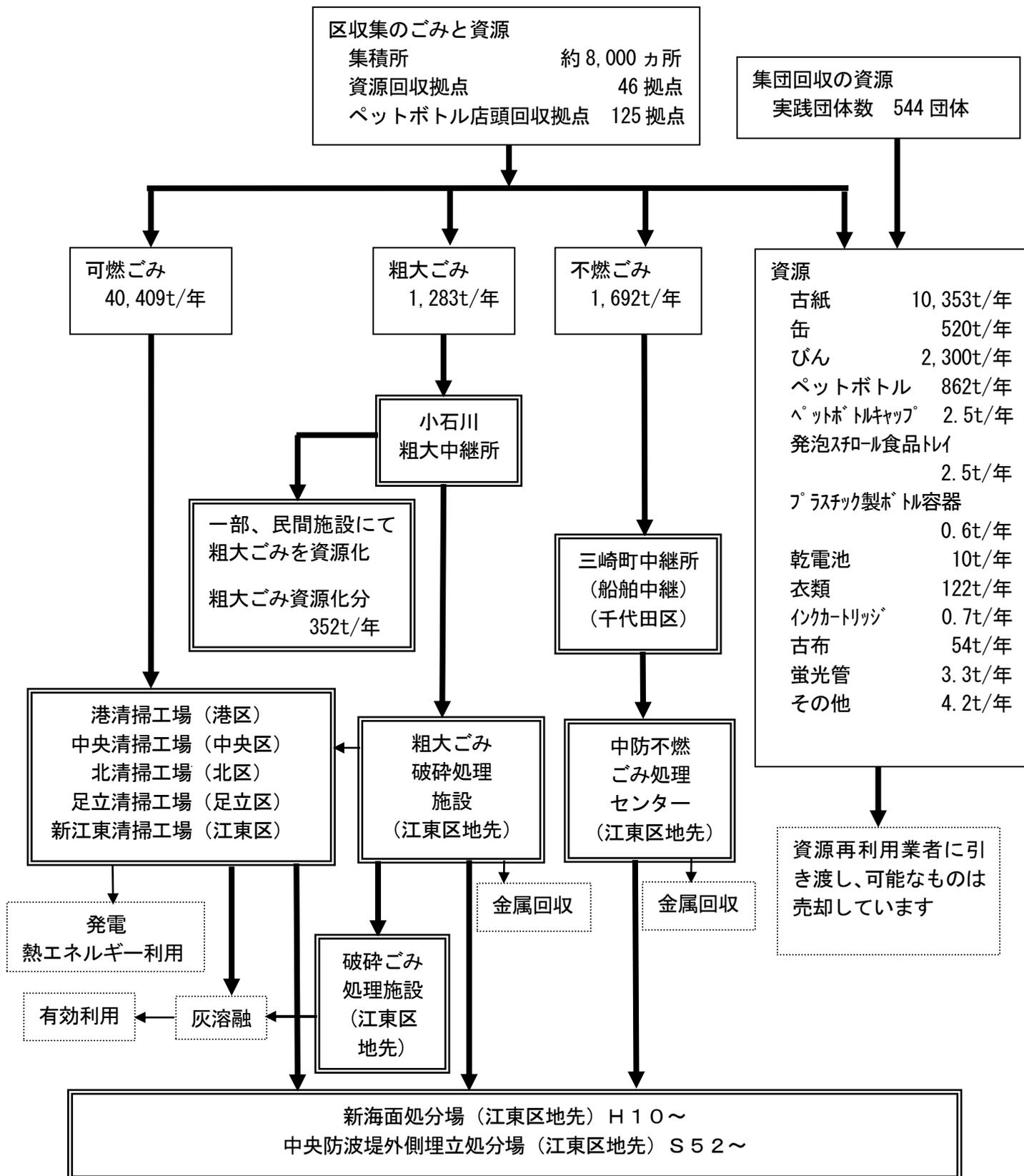
再生品を利用しよう



トイレトーパーやノートなどは回収された資源から作られた再生品を利用しましょう。

2 文京区のごみの流れ

文京区からは、26年度中に毎日約119tのごみと約40tの資源が排出され、これらは約80台の車両で運ばれました。文京区内には清掃工場等の処理施設がないため、こうしたごみと資源はすべて他区に所在する施設で処理されています。



3 清掃事業の運営形態

清掃事業は、収集から最終処分までが一貫性を持った事業です。しかしながら、東京23区部においては、ごみ減量と収集運搬を区が実施し、ごみの焼却や破碎などの中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行っています。また、ごみを埋め立てる最終処分場については東京都が設置、管理しています。

このように、関係自治体で役割分担をしながら事業を運営し、各種調整や共同の事務を行うために東京二十三区清掃協議会を設置しています。

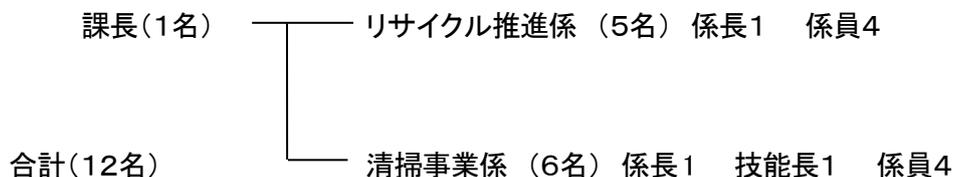
清掃事業における役割分担 (平成27年4月現在)

<p>ごみ減量 収集運搬</p>	文京区（特別区）	東京二十三区清掃協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画の策定 ○ 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定 ○ ごみの減量、3Rの推進 ○ ごみの収集・運搬・中継作業 ○ 容器包装廃棄物の分別収集の実施 ○ 大規模中規模事業用建築物の所有者に対する排出指導 ○ 一般廃棄物処理業の許可及び指導 ○ 浄化槽清掃業の許可及び指導 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の収集及び運搬にかかる清掃車の雇い上げ関係事務 ○ 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可等に関わる事務（管理執行事務）
	東京二十三区清掃一部事務組合	
<p>中間処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理基本計画 ● 施設整備計画 ● 生活排水処理基本計画 ○ 中間処理施設の整備・管理・運営（清掃工場、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、し尿下水道投入施設） <ul style="list-style-type: none"> ● 建設、建替、プラント更新、設備の改造 ● 焼却灰、スラグ等の輸送 ● 清掃工場運営協議会の運営 ● 発電、余熱利用 ● ごみの搬入調整 ● あわせ産廃の処理 など 	
	東京都	
<p>最終処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の策定 ○ 埋立処分計画の策定 ○ 区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援 ○ 最終処分場の設置・管理・運営 ○ 産業廃棄物に関する事務 ○ 一般廃棄物処理施設の設置の許可・届出受理・指導 など 	

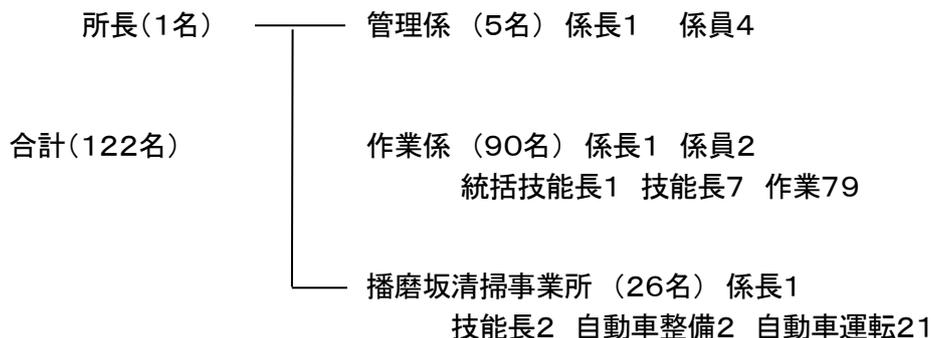
4 組織・人員

(1) 課の組織（平成27年4月1日現在）

リサイクル清掃課



文京清掃事務所



※再任用・再雇用職員を含む。

(2) 分掌事務

リサイクル清掃課

リサイクル推進係

- 一 清掃事業に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 再生品の利用促進に関すること。
- 三 リサイクル意識の普及及び啓発に関すること。
- 四 清掃事業の調査及び統計に関すること。
- 五 一般廃棄物処理計画に関すること。
- 六 リサイクル清掃審議会に関すること。
- 七 課内他の係に属しないこと。

清掃事業係

- 一 廃棄物の収集及び運搬の調査及び計画に関すること。
- 二 分別収集計画に関すること。
- 三 作業基準、作業能率及び作業方法の改善に関すること。
- 四 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- 五 大規模建築物の排出指導に関すること。
- 六 浄化槽関連に関すること。
- 七 集団回収の支援に関すること。
- 八 資源回収事業の推進に関すること。
- 九 清掃事務所及び清掃事業所との連絡調整に関すること。
- 十 清掃一部事務組合等との連絡調整に関すること。
- 十一 廃棄物処理手数料に関すること。

文京清掃事務所

管理係

- 一 所の公印の管守に関する事。
- 二 所の予算、決算、会計及び物品管理に関する事。
- 三 所の公有財産の管理に関する事。
- 四 所の事務事業の連絡調整に関する事。
- 五 廃棄物処理手数料に関する事。
- 六 所内他の係に属しない事。

作業係

- 一 廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事。
- 二 廃棄物排出量の算定に関する事。
- 三 廃棄物処理手数料の減額及び免除に関する事。
- 四 再利用及び資源化の推進に関する事。
- 五 浄化槽の届出及び維持管理指導に関する事。
- 六 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃事業の許可申請者の資格調査及び副申に関する事。
- 七 大規模建築物の廃棄物及び再利用対象物の保管場所等に関する事。
- 八 大規模建築物の排出指導に関する事。
- 九 作業の統計に関する事。
- 十 作業用軽自動車の運営管理及び修理に関する事。
- 十一 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関する事。
- 十二 廃棄物積替所の運営に関する事。
- 十三 自動車運行作業の統計に関する事。
- 十四 資源回収事業の推進に関する事。
- 十五 清掃事業の住民相談及び苦情処理に関する事。
- 十六 その他清掃作業に関する事。

播磨坂清掃事業所

- 一 作業用自動車の運営管理に関する事。
- 二 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関する事。
- 三 作業用自動車及び作業用具の修理に関する事。
- 四 作業用物品、材料及び燃料の管理に関する事。
- 五 作業の統計に関する事。
- 六 播磨坂清掃事業所運営協議会に関する事。
- 七 その他清掃作業に関する事。



5 清掃・リサイクル事業の経費

【歳出】

区分	項目	26年度(円)	構成比	備考
ごみ処理経費	職員人件費	1,054,875,675	32.7%	リサイクル清掃課12名 文京清掃事務所119名
	清掃事務所管理運営費	42,056,264	1.3%	公共料金、土地賃借料、消耗品等
	ごみ収集運搬経費	642,129,485	19.9%	
	ごみ中間処理等分担金	920,060,475	28.5%	清掃一組分担金
	有料ごみ処理券事務経費	14,763,621	0.5%	
	その他	90,931,197	2.8%	普及啓発費、許可事務経費、 各種委託費、備品、消耗品等
	合計	2,764,816,717	85.6%	
リサイクル関連経費	資源収集運搬経費	326,980,139	10.1%	
	資源化経費	93,597,590	2.9%	
	リサイクル啓発経費	2,981,388	0.1%	
	その他	5,831,282	0.2%	消耗品等
	合計	429,390,399	13.3%	
集団回収支援経費	実施団体報奨金	35,933,736	1.1%	
	その他	273,306	0.0%	古紙回収業者への支援金、バス見 学会経費等
	合計	36,207,042	1.1%	
総合計	3,230,414,158	100.0%		

【歳入】

区分	26年度(円)	構成比	備考
ごみ処理経費	253,141,285	75.5%	有料ごみ処理手数料、動物死体処理手数料等
リサイクル関連経費	81,954,487	24.5%	資源回収収入金、再商品化合理化拠出金等
集団回収支援経費	88,000	0.0%	バス見学会参加費
総合計	335,183,772	100.0%	

【人口及びごみ・資源の回収量】

区分	26年度	備考
人口(人)	206,842	平成26年10月1日現在
ごみ回収量(t)	43,385	区収集ごみ(可燃・不燃・粗大)
区収集による資源回収量(t)	8,586	粗大ごみ資源化分を含む
集団回収による資源回収量(t)	6,001	

【年間ごみ処理経費】

区分	26年度	備考
ごみ処理経費(円)	2,511,675,432	歳出－歳入
一人当たりのごみ処理経費(円)	12,143	
1t当たりのごみ処理経費(円)	57,893	

【年間リサイクル関連経費】

区分	26年度	備考
リサイクル関連経費(円)	347,435,912	歳出－歳入、区収集による資源回収
一人当たりのリサイクル関連経費(円)	1,680	
1t当たりのリサイクル関連経費(円)	40,465	

【年間集団回収支援経費】

区分	26年度	備考
集団回収支援経費(円)	36,119,042	歳出－歳入
一人当たりの集団回収支援経費(円)	175	
1t当たりの集団回収支援経費(円)	6,019	

6 家庭から出るごみと資源

可燃ごみ・不燃ごみは集積所に、資源は集積所、拠点回収又は集団回収に出していただいています。集積所に出す際は、収集日の朝8時までに出していただいています。

また、粗大ごみは、有料・申込制で戸別に収集しています。

(1) 集積所回収(ごみと資源) ※収集日P32

- ① 可燃ごみ(生ごみ、紙くず、プラスチック・ビニール、ゴム、皮革製品、汚れている衣類、紙おむつなど)…週2回
 - ・ふた付き容器か、透明または半透明のごみ袋で出していただいています。
 - ・生ごみは、水分をよく切ってから出していただいています。
※ 生ごみの約80%は水分と言われています。
 - ・食用油などは、紙か布に染み込ませるか、凝固材で固めてから出していただいています。
 - ・紙おむつは、汚物を取り除いて出していただいています。

- ② 不燃ごみ(金属、ガラス、陶磁器など)…月2回
 - ・ふた付き容器か中身の見えるビニール袋で出していただいています。
 - ・ガラスや針など鋭利なものは、紙などで包んで「キケン」と表示していただいています。
 - ・電球は、新しく買い換えた時の電球のケースに入れて出していただいています。
 - ・内容物が入っているスプレー缶・カセットボンベは、中身の見える袋に入れ、「キケン」と書いて、ほかのごみと別にして出していただいています。

- ③ 資源(古紙、びん、缶、ペットボトル)…週1回
 - ア 古紙(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)
 - ・種類別に、ひもで縛って集積所に出していただいています。
※ 雑がみ(紙箱・包装紙・紙袋類・封筒・台紙等)は、雑誌と一緒にひもで縛って出していただいています。
 - イ びん(飲料用・食料用・化粧品のガラスびん)
 - ・ふたを取り、中を軽くすすいでから黄色のコンテナに入れていただいています。
 - ウ 缶(飲料用・食料用のアルミ缶、スチール缶、スプレー缶)
 - ・中を軽くすすいでから青色のコンテナに入れていただいています。
 - ・使い切ったスプレー缶・カセットボンベは、キャップやボタンを外して、中身の見える袋に入れて青色のコンテナに入れていただいています。
 - エ ペットボトル(飲料用・食料用のポリエチレンテレフタレート製ボトル)
 - ・キャップとラベルを取り除き、中を軽くすすいで、つぶした上で集積所の緑色のコンテナ又はネット袋に入れていただいています。



(2) 拠点・店頭回収(資源)

回収拠点、店頭回収店舗一覧は、データ編に掲載しています。

※ ペットボトルの店頭回収(東京ルールⅢ)は、平成27年2月末に終了しました。

- ① 紙パック(回収場所P34~35)
区内35か所の施設で牛乳やジュースなどの紙パックを回収しています。
※ 施設によっては、曜日を決めて回収を行っているところもあります。回収日は、持ち込む施設にご確認ください。
- ② 乾電池(回収場所P34~35)
区内12か所の施設で施設の開館中、筒型の乾電池(アルカリ電池・マンガン電池)及びコイン型リチウム電池を回収しています。
※ 充電電池、ボタン電池は販売店にお持ちいただいています。(P13(7)①②参照)
- ③ ペットボトルキャップ(回収場所P33)
酒店、スーパー等15か所の拠点で回収しています。
- ④ 発泡スチロール食品トレイ(回収場所P34~35)
区内12か所の施設で施設の開館中、発泡スチロール食品トレイを回収しています。
- ⑤ プラスチック製ボトル(回収場所P34~35)
区内12か所の施設で施設の開館中、シャンプーやリンス、洗剤、ソースなどの容器として使用されているプラスチック製ボトル(プラマークが入ったボトル容器)を回収しています。
- ⑥ 衣類(回収場所P34~35)
区内14か所の施設で施設の開館中、衣類を回収しています。
※ 衣類以外の古布・寝具類は対象外です。
- ⑦ インクカートリッジ(回収場所P34~35)
区内12か所の施設で施設の開館中、インクカートリッジを回収しています。
※ この事業はプリンターメーカー6社による、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参画したものです。
- ⑧ 蛍光管(回収場所P34~35)
区内6か所の民間施設と11か所の区有施設で施設の開館中、蛍光管を回収しています。



(3) 集団回収(資源)

町会や自治会、マンションやPTAなど、地域の皆さんがグループをつくって、各家庭から出る古紙等を資源回収業者に引き渡すことを集団回収といいます。区の資源回収事業が始まる以前から地域で行われてきたリサイクル活動です。文京区では活動をしている団体に対し、回収量に応じて報奨金(@6円/kg)を支給し、集団回収活動を支援しています。集団回収は、最低10世帯から登録できます。また、集団回収活動団体の登録受付や回収業者の紹介は随時行っています。平成26年度に活動した再利用実践団体数は544団体(年度末現在)でした。

なお、活動団体に対する支援の一環として、リサイクル施設バス見学会も実施しています。



(4) 粗大ごみ

粗大ごみとは、家具・電化製品(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵(冷凍)庫、パソコンを除く。)などの大きなごみで、おおむね一辺が30cm以上のものを言います。有料・申込制で処理します。なお、回収した粗大ごみのうち電化製品など金属部分の多いもの(平成23年度~)や布団(平成27年度~)について、選別してできるだけ再資源化しています。

【出し方】

- ① 粗大ごみ受付センターでお申し込みください。
ホームページアドレス <http://sodai.tokyokankyo.or.jp> (24時間)
電話(5296)7000(月曜日~土曜日8:00~19:00)
- ② 有料粗大ごみ処理券を購入していただきます。
文京区発行の有料粗大ごみ処理券を取扱所で購入し、名前を書いて、粗大ごみ1点ごとに貼付していただいています。
有料粗大ごみ処理券は、A(200円)とB(300円)の2種類があります。右の標識があるお店やコンビニ等でお求めください。
- ③ 指定された日の朝8時までに申し込み時に決めた場所へ出してください。



(5) 動物死体

家庭で飼われていた犬や猫などの小型動物が亡くなった場合は、有料で処理をお受けします。

【出し方】

- ① 文京清掃事務所にお申し込みください。
電話(3813)6661
- ② 有料で処理します。
1頭(25kg未満) 2,600円

飼い主がいない場合は、放置されている道路又は土地の管理者が処理することになっています。死んでいる場所により、次ページ「動物死体処理の届出・連絡先」へ連絡をしていただいています。

動物死体処理の届出・連絡先

死んでいる場所	届出・連絡先	手数料
敷地内	文京清掃事務所 電話 3813-6661	1頭 2,600円
私道		
都道		
区道	道路課維持係 電話 5803-1250	無料
国道	東京国道事務所万世橋出張所 電話 3253-8361 (代表)	
区立公園	みどり公園課整備係 電話 5803-1253	

平成26年度の処理件数は有料165件、無料152件で合計317件でした。

(6) 区で収集できないもの

① 危険物・適正処理困難物

バッテリー、金庫、消火器、タイヤ、ピアノ、砂、土、泥、ブロック等の特殊なごみ処理については、専門の業者に有料で処理を依頼してください。

自動車、オートバイ、ガスボンベ類、石油類、薬品類、ボタン型乾電池については、購入された販売店にご相談ください。

産業廃棄物に該当するものは、専門の業者にご相談ください。

※ オートバイの一部は自主回収をしています。(P13(7)⑤参照)

② 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵(冷凍)庫は、リサイクルすることが義務付けられています。

ア 買い替えの場合

新たにお買い求めになる電器店に処分を依頼してください。

(収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。)

イ 廃棄の場合

過去に購入した電器店に処分を依頼してください。

(収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。)

ウ 過去に購入した電器店がわからない場合

家電リサイクル受付センターで回収の受付を行っています。

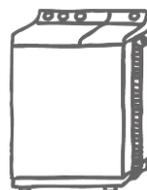
電話(5296)7200(月曜日～土曜日8:00～17:00)

(収集運搬料金とリサイクル料金が必要です。)

エ ご自分で持ち込まれる場合

郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込んでください。

(リサイクル料金が必要です。)



23区内の指定引取場所一覧

施設名	所在地	電話番号
(株)MD ロジス東日本サービス 江東営業所	江東区新木場 1-11-15 マルワ産業(株)内	03-3522-6980
岡山県貨物運送(株) 京浜支店	大田区平和島 2-1-1 京浜トラックターミナル 10号棟	03-3762-8261
日本通運(株)東京引越支店大田区取扱所	大田区本羽田 3-20-20	03-3742-7411
(有)東南流通	世田谷区宇奈根 3-10-31	03-5727-1425
日通東京西運輸(株) 世田谷取扱所	世田谷区給田 5-19-1	03-5313-0304
東亜物流(株) 板橋リサイクルセンター	板橋区舟渡 1-6-8	03-5914-6440
西濃運輸(株) 池袋航空海運営業所	板橋区板橋 2-10-7	03-3962-4378
白井エコセンター(株)	足立区入谷 5-16-28	03-3857-0236
(株)MD ロジス東日本サービス 足立区取扱所	足立区花畑 6-18-6	03-5851-3091
岡山県貨物運送(株) 江戸川事業所	江戸川区臨海町 4-3-1 葛西トラックターミナル 2号棟	03-5667-7060

【収集運搬・リサイクル料金について】

・収集運搬料金

電器店等が指定引取場所まで運搬する費用のことです。料金は、回収を申し込まれた電器店や収集運搬業者にご確認ください。

・リサイクル料金

家電リサイクル法対象機器のリサイクルにかかる費用で、各メーカーが設定しています。主な料金は以下のとおりです。

テレビ（16型以上）	2,916円（税込み）
洗濯機・衣類乾燥機	2,484円（税込み）
エアコン	1,404円（税込み）
冷蔵（冷凍）庫（171リットル以上）	4,644円（税込み）

※ メーカーにより異なる場合があります。

③ 家庭用パーソナルコンピュータ

資源有効利用促進法により、各パソコンメーカー等が家庭で使用済みとなったパソコンのリサイクルを行っています。

パソコンを処分する場合は、各メーカーのサービスセンターに引取りを依頼してください。

なお、平成15年10月以降販売されているパソコンにはPCリサイクルマークが貼付されており、販売価格に回収・リサイクル料金が含まれているので、無料で回収されます。



【回収・リサイクル料金について】

平成15年9月までに購入されたパソコンの回収は有料です。料金は各メーカーが設定しています。主な料金は以下のとおりです。

デスクトップパソコン本体	3,240円（税込み）
ノートブックパソコン	3,240円（税込み）
液晶ディスプレイ	3,240円（税込み）
CRTディスプレイ	4,320円（税込み）
液晶ディスプレイ一体型パソコン	3,240円（税込み）
CRTディスプレイ一体型パソコン	4,320円（税込み）

※ メーカーにより異なる場合があります。

詳細は、各パソコンメーカーやパソコン3R推進協会にお問い合わせください。各パソコンメーカーの受付窓口は、パソコン3R推進協会のホームページからご確認いただけます。

【問い合わせ先】

- ・パソコンメーカー各社
- ・一般社団法人パソコン3R推進協会 電話 (5282) 7685
- ホームページアドレス <http://www.pc3r.jp/>

(7) 事業者等の自主回収

① 小型充電式電池（二次電池）

小型充電式電池は、電器店等にある「充電式電池リサイクルボックス」での回収をご利用ください。

【問い合わせ先】

- 一般社団法人JBRC 電話 (6403) 5673
- ホームページアドレス <http://www.jbrc.com/>

② ボタン電池

ボタン電池は、電器店等にある「ボタン電池回収缶」での回収をご利用ください。

【問い合わせ先】

- 一般社団法人電池工業会（ボタン電池回収推進センター）
- 電話0120(266)205
- ホームページアドレス <http://www.botankai.shu.jp>

③ 発泡スチロール食品トレイ・紙パック

発泡スチロール食品トレイ・紙パックは、拠点回収（P34～35）の他に、リサイクル推進協力店（P36～37）で回収しているお店もありますので、ご確認のうえご利用ください。

④ 携帯電話

携帯電話（PHSを含む）には、有用な希少金属が含まれています。貴重な資源として再生利用することができますので、販売店等での回収をご利用ください。なお、区では、ステージ・エコ（フリーマーケット）の会場でも回収を行っています。

【問い合わせ先】

- モバイル・リサイクル・ネットワーク
- ホームページアドレス <http://www.mobile-recycle.net/index.html>

⑤ 二輪車（オートバイ）

二輪車を廃棄する場合は、二輪車リサイクルシステムを活用して資源の有効活用・適正処理にご協力ください。同システムは、国内メーカー等16社が国内で販売したバイクを対象としています。

【問い合わせ先】

- 二輪車リサイクルコールセンター 電話050(3000)0727
- ホームページアドレス <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

(8) 小型家電リサイクル法の認定事業者による回収

パソコンや携帯電話、キッチン家電や生活家電などについては、小型家電リサイクル法の認定事業者が、家庭から直接、宅配便により回収して再資源化するサービス（有料）を行っています。

【問い合わせ・申し込み先】

リネットジャパン株式会社

ホームページアドレス <http://www.renet.jp>

(9) その他

① 訪問収集

ご家庭から出るごみ・資源は、排出される方がごみの集積所まで持ち出すことを原則としていますが、高齢者のみでお住まいの方など、ご自身で持ち出すことが困難な世帯もあります。

文京区ではこのような方を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する「訪問収集」を実施しています。平成26年度の訪問収集は、394世帯で実施しました。

対象は、次のアからオのいずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯です。

ア 満65歳以上の方のみで構成される世帯

イ 障害者の方のみで構成される世帯

ウ 日常的に介助又は介護を必要とする方のみで構成される世帯

エ 母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦の方のみの世帯

オ その他区長が特に必要であると認めた世帯

申込窓口 文京清掃事務所 電話(3813)6661

② 防鳥用ネットの貸出し

カラスなどによるごみの散乱を防ぐため、防鳥用ネットを貸し出しています。平成26年度の貸出枚数は417枚でした。

対象者 ごみ集積所の利用者で、責任を持ってネットを管理できる方

申込窓口 文京清掃事務所 電話(3813)6661

リサイクル清掃課 電話(5803)1184

各地域活動センター

7 事業所から出るごみと資源

事業活動に伴って発生するごみや資源は、排出する事業者が自らの責任で処理しなければならないことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されています。自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物処理の許可を受けた業者に委託して処理していただきます。

ただし、ごみの排出量が少量（日量50kg未満）の場合は、有料で区の収集に出すことができます。

(1) 自ら処理施設へ持ち込む場合

文京清掃事務所へご相談ください。 電話(3813)6661

(2) 許可業者へ委託する場合

リサイクル清掃課へご相談ください。 電話（５８０３）１１８４

(3) 区の収集に出す場合（日量５０kg未満の事業所に限ります。）

ごみの分け方は、家庭ごみと同様です。事業所や商店などから事業活動に伴って出されるごみや資源（以下、「事業系ごみ」という。）を集積所等、区の収集に出される場合は、すべて有料です。容量に見合った文京区発行の事業系有料ごみ処理券を貼って出していただいています（シールは、容量に合わせて２枚以上組み合わせることもできます。）。

※ 営利を目的としない教育・社会福祉などの活動もここでの事業活動に含まれます。また、従業員の飲食に伴うごみや資源も事業系ごみにあたります。

※ お店（事業実施場所）とお住まいが一緒の場合は、事業系ごみと家庭ごみを明確に区別していただいています。

※ 区が収集する粗大ごみは、一般家庭から出される粗大ごみです。事業系の粗大ごみについては、廃棄物処理の許可を受けた業者に委託して処理していただいています。

(4) Rサークルオフィス文京

事業所や商店などから事業活動に伴って出される資源（古紙、びん、缶など）のリサイクルは、事業者自身が責任をもって行うことが原則ですが、床面積が概ね３，０００㎡以下の小規模事業所の場合、各事業所単独での取組みは困難となっています。

そこで、小規模事業所の方々が共通の資源回収システムに参加し、より効率的なリサイクルが行えるシステムとして「Rサークルオフィス文京」をお勧めしています。

「Rサークルオフィス文京」とは、文京区リサイクル事業協同組合（文京区内で資源回収に携わる６社で構成された協同組合、電話（３８１６）３０９０）が区の収集より安価な処理料金で事業所から出される資源を回収するシステムです。

なお、区では文京区リサイクル事業協同組合に対して、回収用資材（回収袋）を支援しています。

(5) 産業別リサイクル

文京区の地場産業である印刷業・製本業を営んでいる事業所から出る裁断紙を効率的にリサイクルするシステムです。現在は、回収業者が無料で回収を行っています。区では印刷製本組合に回収用資材（回収袋）の支援を行っています。

8 指導業務

(1) ふれあい指導

清掃事務所、区民及び事業者との間で、リサイクル及び清掃事業に係る問題についての対話を活発化し、ごみ分別の徹底、減量や適正排出等について、区民及び事業者に一層の理解と協力を得るため、清掃事務所ではふれあい指導班を設置して、集積所の巡回指導を行っています。平成２６年度の相談対応件数は、文京清掃事務所の管内が３，０７５件、本郷分室の管内が５，２３４件で合計８，３０９件でした。

(2) 大規模建築物の所有者への指導

区内のオフィス等の事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、リサイクルの促進を図るため、延床面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、立入調査を実施し、指導・助言を行っています。平成26年度の対象事業所は292事業所で、96事業所に対して立入調査及び指導を実施しました。

また、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・届出を義務付けています。(文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条)

(3) 中規模建築物の所有者への指導

区内のオフィス等の事業用中規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、リサイクルの促進を図るため、延床面積が1,000～3,000㎡未満の事業用中規模建築物の所有者に対して、立入調査を実施し、指導・助言を行っています。平成26年度の対象事業者は353事業所で、110事業者に対して立入調査及び指導を実施しました。

また、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・届出をお願いしています。(文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱第6条、第7条)

(4) 廃棄物保管場所の整備

大規模建築物及び、住居・事業所が集合している中高層建築物に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するため廃棄物保管場所を設けるよう指導しています。

次の表に掲げる規模に該当する建築物を建設する場合、廃棄物保管場所を設けていただいています。(文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第50条、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱第18条、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第9条第3項)

対 象	用途地域	規 模
大規模建築物	指定なし	延べ面積 3,000 ㎡以上
中高層建築物	商業地域	敷地面積 500 ㎡以上又は延床面積 2,000 ㎡以上
	近隣商業地域	敷地面積 500 ㎡以上又は延床面積 1,500 ㎡以上
	上記以外の地域	敷地面積 400 ㎡以上又は延床面積 1,000 ㎡以上
ワンルームマンション	指定なし	ワンルーム形式の住戸(40㎡未満)を10戸以上有する建築物

詳細は、文京清掃事務所にお問い合わせください。 電話(3813)6661

(5) 再利用対象物保管場所の整備

大規模建築物及び、住居・事業所が集合している中高層建築物に対し、資源となる廃棄物のリサイクルを容易にするために再利用対象物保管場所を設けるよう指導しています。

次の表に掲げる規模に該当する建築物を建設する場合、再利用対象物保管場所を設けていただいています。(文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第50条、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱第19条、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第9条第3項)

対 象	用途地域	規 模
大規模建築物	指定なし	延べ面積 3,000 m ² 以上
中高層建築物	商業地域	容積率対象床面積 2,000 m ² 以上
	近隣商業地域	容積率対象床面積 1,500 m ² 以上
	上記以外の地域	容積率対象床面積 1,000 m ² 以上
ワンルーム マンション	指定なし	ワンルーム形式の住戸（40 m ² 未満）を10戸以上有する建築物

※ 主要用途が共同住宅の場合、一戸当たり0.1 m²とし、かつ総面積を4 m²以上としていただきます。

※ 主要用途が業務用の場合、一律に4 m²以上としていただきます。

※ 廃棄物保管場所とは明確な区別をしていただきます。

※ 柵・仕切板を設け、再利用対象物が区分できるようにしていただきます。

9 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可及び指導

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条から第65条及び浄化槽法35条第1項に基づき、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者に対する許可・指導を行っています。なお、一般廃棄物処理業の許可期限は、2年間です。引き続き、業を行う場合には、2年ごとに許可を受ける必要があります。平成26年度の許可・指導実績は、以下のとおりです。

なお、平成25年4月から一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業者の許可申請に関わる事務を管理執行事務として、「東京二十三区清掃協議会」において行っています。

(1) 許可件数

① 一般廃棄物処理業（ごみ種別）

	普通 ごみ	廃家電	道路・公園 ごみ	しさ・ ふさ	汚でい	動物 死体	医 療 廃棄物	合 計
新規許可	2	0	0	0	0	0	0	2
更新許可	80	24	65	22	4	2	1	178

※ 「しさ」とは、水再生センターやポンプ所等の下水処理施設から発生するスクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称のことです。

「ふさ」とは、水再生センターやポンプ所等の下水処理施設から発生する貯留槽等の水面に浮かんでいるかすのことです。

② 浄化槽清掃業

平成26年度の許可はありません。

(2) 立入検査件数

① 一般廃棄物処理業…27件

② 浄化槽清掃業…0件

(3) 許可取消件数

① 一般廃棄物処理業…0件

② 浄化槽清掃業…0件



10 3Rの普及・啓発事業

(1) 文京 eco カレッジ

循環型社会の形成を目指した普及啓発に積極的に取り組むために、文京 eco カレッジを総称とした3Rの体系化されたカリキュラムを実施しています。

① 第6期リサイクル推進サポーター養成講座の開催

廃棄物を減量し資源循環型社会の構築を進めるためには、区民一人ひとりの日々の実践が大切です。地域でのリサイクルを始めとした3R活動の実践を進める人材を養成するため、「リサイクル推進サポーター養成講座」を5月14日から6月11日まで5回開講し、13名が受講、修了者は13名でした。

② リサイクルバス見学会の開催

資源の有効活用とごみの発生抑制の意識啓発のため、リサイクル活動や循環保全等に取り組んでいる施設の見学会を開催しています。平成26年度は8月21日に実施し、39名が参加しました。

③ 公開講座の開催

環境・リサイクル分野の専門家や、環境に配慮した取り組みを行っている企業等を招き、講演会を開催しています。平成26年度は12月9日に実施し、49名が参加しました。

④ 生ごみ減量講座の開催

可燃ごみに占める生ごみを資源として活用することは、ごみ減量の効果も高く有益です。家庭内及び地域内での生ごみ堆肥化やリサイクルへの理解を深めるため、生ごみ減量講座を開催しています。平成26年度は2コース（各2回）開催し、延べ59名が参加しました。

⑤ エコクッキング教室の開催

家庭における生ごみの減量を推進するため、環境に配慮した食生活について学ぶエコクッキング教室を開催しています。平成26年度は、小学生とその保護者向けの教室を7月31日と8月1日、大人向けの教室を12月4日に開催し、延べ62名が参加しました。

⑥ モノ・フォーラムの開催

モノ配慮社会の実現に向け、3Rによる資源の有効活用、ごみの発生抑制の意識啓発を広く発信するため、リサイクルや環境問題等の分野で活躍中の著名な方を講師に招き、講演会を開催しています。平成26年度は2月5日に実施し、29名が参加しました。

⑦ エコ先生の特別授業の開催

リサイクルや環境問題について身近なところから関心を持ってもらい、エコや環境を意識した暮らしを学習してもらうため、地域でリサイクル活動をしている方や区職員が講師として出張特別授業を行っています。受講は、区内の小中学校のほか、5名以上の区民及び各種団体を対象として、より身近にリサイクル活動に取り組めるようにしています。

講座内容は、手すきはがき・しおりづくり、風呂敷の包み方、和綴じノート作り、布ぞうり作り、楽しいエコガーデニング、生ごみによる堆肥づくり等の体験学習のほか、学校ごみダイエット、ペットボトルや缶のリサイクル問題、環境問題などです。平成26年度は11回開催しました。

授業風景「手すきはがき・しおりづくり」



(2) ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催

資源循環型社会を目指したリサイクル事業のひとつとして、誰もが楽しめるフリーマーケットを実施し、併せて区民交流の場として社会貢献ブース、環境配慮ブース、コンサート等を同時開催しました。

平成26年度は全6回開催し、来場者延数は区民ひろばで各回約1,000名、教育の森公園では5月24日が約7,800名、10月25日が約10,000名でした。

(3) エコ・リサイクルフェアの開催

地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指し、地域の発展と活性化に寄与するため、毎年10月の3R推進月間に合わせて、教育の森公園で実施しています。リサイクル・環境団体の発表、フリーマーケット開催等を行っています。

平成26年度は10月25日（土）に開催し19団体が出展、来場者延数は約15,000名となりました。

(4) ふれあい講座等の実施

区内の小学校等において、正しいごみの分別方法やごみを減らすための取り組みについて学ぶ、ふれあい講座を実施しています。平成26年度は、小学校12校、都立文京盲学校、筑波大学附属小学校で実施し、延774人の児童、生徒が受講しました。

また、文京青空ガレッジセール、文京エコ・リサイクルフェアにおいても、普及啓発を実施しました。



清掃体験実習車「みえーるくん」

(5) リサイクル推進協力店の認定

ごみの減量・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗・商店をリサイクル推進協力店として認定しています。なお、認定を受けた店舗には認定店の表示板が掲示してあります。また、認定店はリサイクル推進協力店であることを広告表示できるとともに、区でも区民に紹介しています。(認定店舗一覧はデータ編P36～37に掲載)

(6) 生ごみリサイクルの普及促進

文京区の家から出るごみの4割は生ごみです。家庭ごみの減量には、生ごみ対策が欠かせません。

① コンポスト化容器あっせん

区では、家庭から毎日出る生ごみを堆肥にするためのコンポスト化容器をあっせんし、購入した方に補助剤を支給(半年分)しています。平成26年度はベランダ型6件、地上型6件の計12件のあっせんを行いました。(あっせん実績はデータ編P31に掲載)

② 生ごみ減量講座の開催

【再掲】⇒P18

③ 生ごみ交流会の開催

家庭系生ごみの減量施策として、斡旋しているコンポスト化容器の利用者や生ごみ減量講座を受講した方が情報交換していただく交流会を年1回開催しています。平成26年度は3月6日に開催し、28名が参加しました。

④ エコクッキング教室の開催

【再掲】⇒P18

(7) リサイクル推進サポーターの養成・活動支援

① 第6期リサイクル推進サポーター養成講座の開催

【再掲】⇒P18

② リサイクル推進サポーター活動

第1期から第5期リサイクル推進サポーター養成講座修了者の中から32名、第6期修了者から7名の、計39名がリサイクル推進サポーターとして登録しました。平成27年3月までに10事業延べ49名がサポーター活動に参加しました。

また、サポーター連絡会を7月と27年3月の2回開催し、情報や意見交換をしました。

(8) Bunkyo ごみダイエット通信の発行

3Rの推進やごみ減量の方法を掲載したリーフレットを発行し、町会・自治会での回覧等を通じて、広く区民の皆さんに周知しています。平成26年度は6月、9月、12月、3月の年4回発行しました。

データ編



1 文京区の面積、人口及び世帯数

(人口及び世帯数は、平成26年10月1日現在)

面積	人口	世帯数
11.29km ²	206,842人	112,627世帯

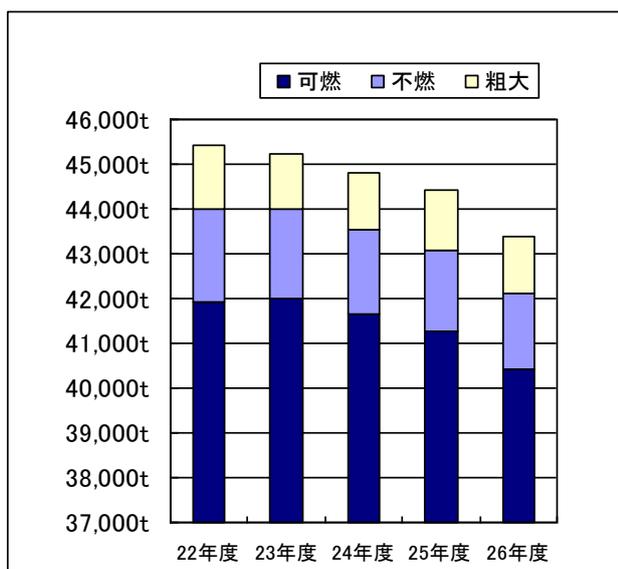
2 ごみ収集量と資源回収量の推移

単位：t

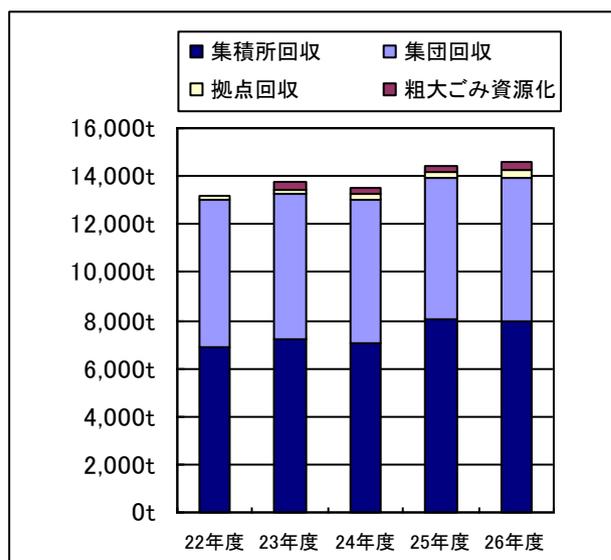
年度	ごみ					資源					持込ごみ
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	ごみ合計	指数	拠点回収	集積所回収	集団回収	粗大ごみ資源化	資源合計	
元	65,601	20,496	2,367	88,464	100						
22	41,922	2,081	1,410	45,412	51	213	6,881	6,105	—	13,199	24,317
23	41,983	2,000	1,237	45,220	51	211	7,245	6,015	292	13,762	23,284
24	41,644	1,871	1,265	44,781	51	235	7,074	5,948	278	13,536	24,074
25	41,274	1,816	1,347	44,437	50	263	8,015	5,886	271	14,435	24,175
26	40,409	1,692	1,283	43,385	49	268	7,966	6,001	352	14,586	23,189

- ※ 端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。
- ※ 平成23年度から、粗大ごみの一部を資源化しています。
- ※ 持込ごみ量は、文京区の事業者から排出された一般廃棄物を、事業者自らもしくは処理業者が清掃一組処理施設へ持ち込んだ推計量です。
- ※ 「指数」は、ごみ量が最大だった平成元年度のごみ量（88,464t）を100としたものです。

ごみ収集量の推移



資源回収量の推移



(1) 拠点回収実績

単位：kg

年度	紙パック	ペットボトル	ペットボトルキャップ	乾電池	発泡スチロール食品トレイ	プラスチック製ボトル容器	衣類	インクカートリッジ	蛍光管	合計
22	10,195	111,950	—	8,008	846	—	81,565	—	—	212,564
23	9,260	117,980	2,655	8,072	780	120	71,620	208	—	210,695
24	10,485	123,030	2,700	10,655	1,388	527	86,250	441	—	235,476
25	10,950	126,630	2,632	9,053	1,984	569	108,740	548	1,903	263,009
26	10,110	115,930	2,520	9,845	2,505	607	122,180	669	3,273	267,639

- ※ ペットボトルは、コンビニエンスストアチェーン店などの店頭回収分を含んでいます。(東京ルールⅢ)
- ※ 「発泡スチロール食品トレイ」は、平成19年10月から開始し、当初は白色のトレイのみ回収していましたが、平成23年7月から色つき・柄付きトレイも開始しました。
- ※ 「ペットボトルキャップ」「プラスチック製ボトル容器」「インクカートリッジ」は、平成23年7月から開始しました。
- ※ 「蛍光管」は平成25年7月から開始しました。

(2) 集積所回収実績

単位：kg

年度	新聞	雑誌	段ボール	アルミ缶	スチール缶	スプレ一缶	生きびん	カレット	ペットボトル	合計
22	647,010	1,348,720	1,538,750	151,128	373,182	18,555	117,712	2,077,256	609,140	6,881,453
23	652,695	1,351,545	1,698,950	150,287	371,095	18,430	123,292	2,153,585	724,720	7,244,599
24	624,830	1,335,090	1,675,040	137,552	339,685	16,876	129,096	2,114,100	701,850	7,074,119
25	832,100	1,907,890	1,789,540	141,530	348,130	17,283	116,722	2,153,427	708,790	8,015,412
26	941,000	1,669,470	1,877,960	130,902	323,227	16,054	95,146	2,202,365	710,245	7,966,369

- ※ 「生きびん」とは、リターナブルびんのことをいいます。
- ※ 「カレット」とは、生きびん以外の、細かく砕いてリサイクルするびんを指しています。

(3) 集団回収実績

単位：kg

年度	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	アルミ缶	生きびん	ペットボトル	古布	その他	合計
22	3,259,893	1,731,193	917,671	2,341	66,136	3,956	62,459	60,680	555	6,104,884
23	3,122,460	1,673,081	992,940	2,946	74,027	3,788	75,345	68,644	2,117	6,015,348
24	3,132,994	1,606,340	972,443	1,437	89,030	3,699	71,614	69,716	1,006	5,948,279
25	3,129,213	1,571,427	983,038	836	79,799	3,410	52,842	62,041	3,295	5,885,901
26	3,124,702	1,621,645	1,107,042	1,098	49,996	2,423	35,714	53,797	4,162	6,000,579

3 ごみの搬入先と搬入量（平成26年度）

単位：t

種別	搬入先	搬入量
可燃ごみ	北清掃工場	13,777
	中央清掃工場	14,341
	港清掃工場	8,534
	足立清掃工場	3,321
	新江東清掃工場	437
不燃ごみ	三崎町中継所	1,687
	中防不燃ごみ処理センター	6
粗大ごみ	粗大ごみ破碎処理施設	1,171
	中防不燃ごみ処理センター	112

※ 中防不燃ごみ処理センターへは、台風等の影響により三崎町中継所へ搬入できない場合に搬入しています。

※ 端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。



4 ごみ収集量・資源回収量（平成26年度）

(1) ごみ量

単位：t

種類		平成25年度	平成26年度	対前年度量	増減率
区 収 集 ご み	可燃ごみ	41,274	40,409	▲865	▲2.1%
	不燃ごみ	1,816	1,692	▲124	▲6.8%
	粗大ごみ	1,347	1,283	▲64	▲4.8%
	粗大ごみ資源化分	(271)	(352)	(81)	(29.9%)
	計	44,437	43,385	▲1,052	▲2.4%
持込ごみ		24,175	23,189	▲986	▲4.1%
合計		68,612	66,574	▲2,038	▲3.0%

※ 端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※ 粗大ごみ資源化分は、清掃一組施設に搬入されないため、合計に含めておりません。

(2) 資源回収量

単位：kg

	平成25年度	平成26年度	対前年度量	増減率
合計	14,435,352	14,586,457	151,105	1.0%

① 品目別実績

単位：kg

品目		平成25年度	平成26年度	対前年度量	増減率
古 紙	新聞	3,961,313	4,065,702	104,389	2.6%
	雑誌	3,479,317	3,291,115	▲188,202	▲5.4%
	段ボール	2,772,578	2,985,002	212,424	7.7%
	紙パック	11,786	11,208	▲578	▲4.9%
	計	10,224,994	10,353,027	128,033	1.3%
缶	アルミ	221,329	180,898	▲40,431	▲18.3%
	スチール	348,130	323,227	▲24,903	▲7.2%
	スプレー缶	17,283	16,054	▲1,229	▲7.1%
	計	586,742	520,179	▲66,563	▲11.3%
び ん	生きびん	120,132	97,569	▲22,563	▲18.8%
	カレット	2,153,427	2,202,365	48,938	2.3%
	計	2,273,559	2,299,934	26,375	1.2%
ペットボトル		888,262	861,889	▲26,373	▲3.0%
ペットボトルキャップ		2,632	2,520	▲112	▲4.3%
発泡スチロール食品トレイ		1,984	2,505	521	26.3%
プラスチック製ボトル容器		569	607	38	6.7%
乾電池		9,053	9,845	792	8.7%
衣類		108,740	122,180	13,440	12.4%
インクカートリッジ		548	669	121	22.1%
古布		62,041	53,797	▲8,244	▲13.3%
蛍光管		1,903	3,273	1,370	72.0%
その他		3,295	4,162	867	26.3%
粗大ごみ資源化分		271,030	351,870	80,840	29.8%
合計		14,435,352	14,586,457	151,105	1.0%

※ 蛍光管は、25年7月から拠点回収を開始しました。

②回収方法別実績

単位：kg

回収方法		平成25年度	平成26年度	対前年度量	増減率
拠点回収	紙パック	10,950	10,110	▲840	▲7.7%
	ペットボトル	126,630	115,930	▲10,700	▲8.4%
	ペットボトルキャップ	2,632	2,520	▲112	▲4.3%
	乾電池	9,053	9,845	792	8.7%
	発泡スチロール食品トレイ	1,984	2,505	521	26.3%
	プラスチック製ボトル容器	569	607	38	6.7%
	衣類	108,740	122,180	13,440	12.4%
	インクカートリッジ	548	669	121	22.1%
	蛍光管	1,903	3,273	1,370	72.0%
	計	263,009	267,639	4,630	1.8%
集積所回収	新聞	832,100	941,000	108,900	13.1%
	雑誌	1,907,890	1,669,470	▲238,420	▲12.5%
	段ボール	1,789,540	1,877,960	88,420	4.9%
	アルミ	141,530	130,902	▲10,628	▲7.5%
	スチール	348,130	323,227	▲24,903	▲7.2%
	スプレー缶	17,283	16,054	▲1,229	▲7.1%
	生きびん	116,722	95,146	▲21,576	▲18.5%
	カレット	2,153,427	2,202,365	48,938	2.3%
	ペットボトル	708,790	710,245	1,455	0.2%
	計	8,015,412	7,966,369	▲49,043	▲0.6%
集団回収	新聞	3,129,213	3,124,702	▲4,511	▲0.1%
	雑誌	1,571,427	1,621,645	50,218	3.2%
	段ボール	983,038	1,107,042	124,004	12.6%
	紙パック	836	1,098	262	31.3%
	アルミ	79,799	49,996	▲29,803	▲37.3%
	生きびん	3,410	2,423	▲987	▲28.9%
	ペットボトル	52,842	35,714	▲17,128	▲32.4%
	古布	62,041	53,797	▲8,244	▲13.3%
	その他	3,295	4,162	867	26.3%
	計	5,885,901	6,000,579	114,678	1.9%
粗大ごみ資源化分		271,030	351,870	80,840	29.8%
合計		14,435,352	14,586,457	151,105	1.0%

(3) その他事業系リサイクル

単位：t

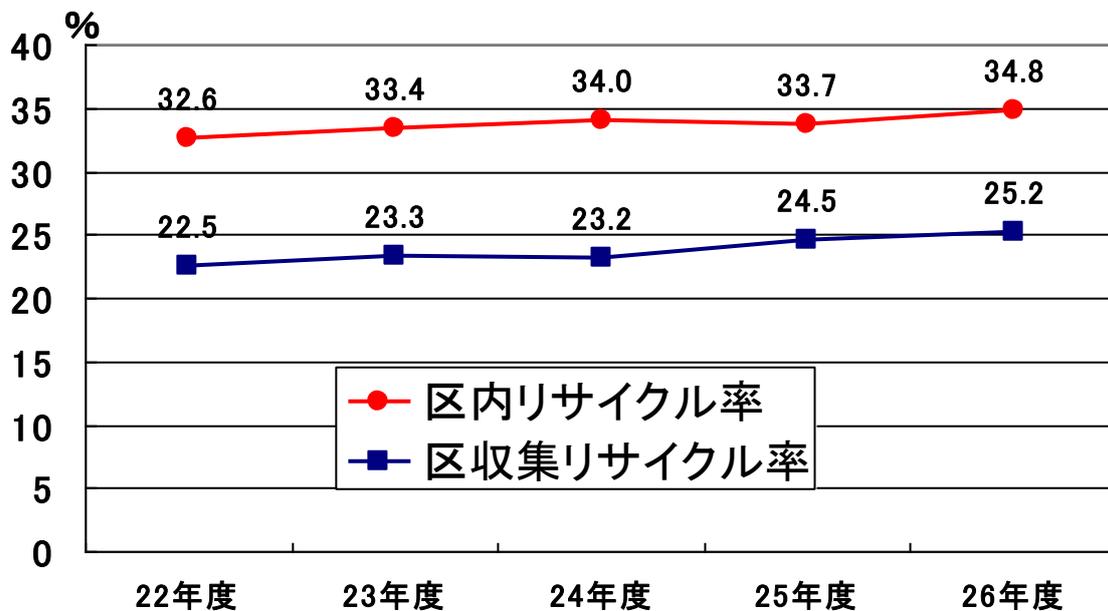
		平成25年度	平成26年度	対前年度量	増減率
Rサークルオフィス文京 による古紙回収		22	24	2	9.1%
産業別リサイクル による古紙回収		270	278	8	3.0%
築事業 物の用 再大規 模用模 量建	再利用計画書提出数	274件	291件	17件	6.2%
	発生量	35,874	35,383	▲491	▲1.4%
	再利用量	20,166	20,620	454	2.2%
	廃棄量	15,708	14,763	▲945	▲6.0%
	再利用率	56.2%	58.3%	—	2.1%

(4) リサイクル率

単位：％

年度	22	23	24	25	26
区収集リサイクル率	22.5	23.3	23.2	24.5	25.2
区内リサイクル率	32.6	33.4	34.0	33.7	34.8

リサイクル率の推移



区収集リサイクル率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

資源回収量 + Rサークル量 + 産業別リサイクル量 + 大規模建築物再利用量

区内リサイクル率 =

区収集ごみ量 + 持込ごみ量 + 資源回収量 + Rサークル量
+ 産業別リサイクル量 + 大規模建築物再利用量

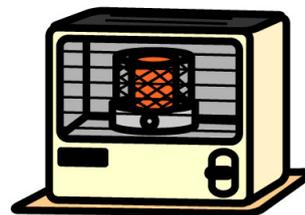
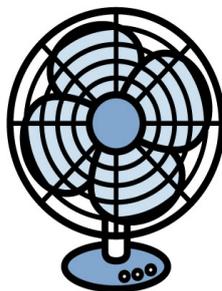


(5) 粗大ごみの収集状況

① 26年度 粗大ごみ収集件数 176,409件

② 主な粗大ごみの品目

	品目	個数	割合		品目	個数	割合
1	布団 	19,322	11.0%	6	プリンター 	5,137	2.9%
2	箱物家具 	18,305	10.4%	7	自転車 	5,119	2.9%
3	いす (ソファーを除く。) 	9,707	5.5%	8	テーブル 	4,745	2.7%
4	衣装箱 	7,683	4.4%	9	電気掃除機 	4,577	2.6%
5	敷物 	5,269	3.0%	10	スーツケース 	3,700	2.1%



5 区民一人一日あたりのごみ量・資源量

算定方法： 区収集ごみ量または資源量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

単位：g

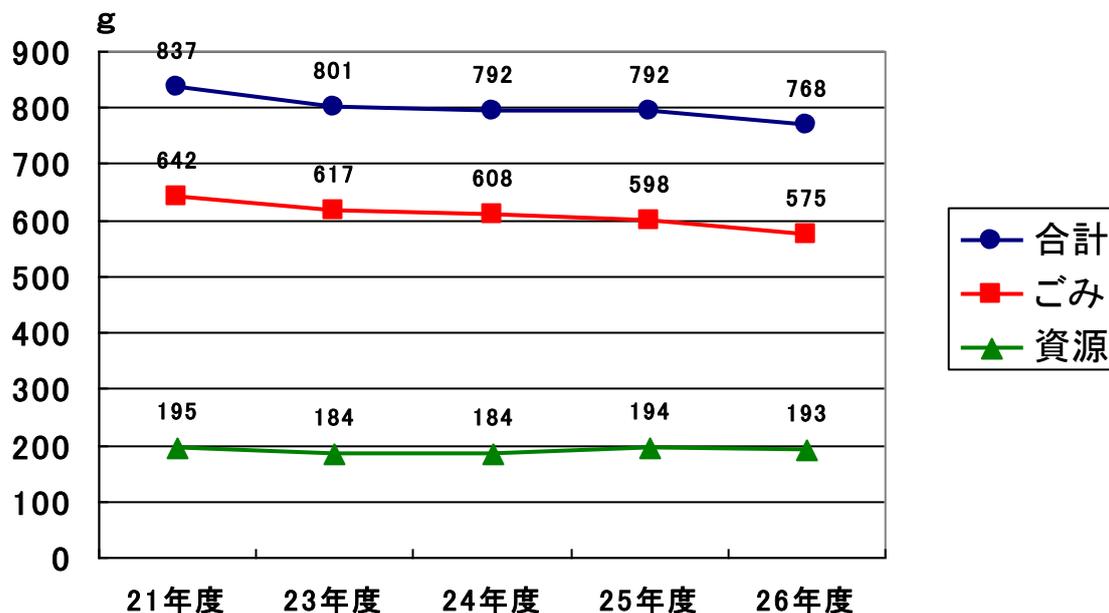
	平成25年度	平成26年度	増減	増減率
人口	203,711人	206,842人	3,131人	1.5%
ごみ(区収集)計	597.64	574.66	▲22.98	▲3.8%
可燃ごみ	555.10	535.24	▲19.86	▲3.6%
不燃ごみ	24.42	22.41	▲2.01	▲8.2%
粗大ごみ	18.12	16.99	▲1.12	▲6.2%
資源計	194.14	193.20	▲0.94	▲0.5%
古紙	137.52	137.13	▲0.39	▲0.3%
缶	7.89	6.89	▲1.00	▲12.7%
びん	30.58	30.46	▲0.11	▲0.4%
ペットボトル	11.95	11.42	▲0.53	▲4.4%
ペットボトルキャップ	0.04	0.03	▲0.00	▲5.7%
発泡スチロール食品トレイ	0.03	0.03	0.01	24.3%
プラスチック製ボトル容器	0.01	0.01	0.00	5.1%
乾電池	0.12	0.13	0.01	7.1%
衣類	1.46	1.62	0.16	10.7%
インクカートリッジ	0.01	0.01	0.00	20.2%
古布	0.83	0.71	▲0.12	▲14.6%
蛍光管	0.03	0.04	0.02	69.4%
その他	0.04	0.06	0.01	24.4%
粗大ごみ資源化分	3.65	4.66	1.02	27.9%
区収集合計	791.78	767.86	▲23.92	▲3.0%

※ 端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

※ 人口は、10月1日現在です。

※ ごみ量には区収集の事業系ごみを含みます。

区民一人一日あたりのごみ量・資源量の推移



6 事業用建築物の所有者への指導

(1) 事業用大規模建築物

① 再利用計画書提出数（平成27年8月1日時点） 291件
（再利用計画書提出対象数 298件）

② 事業用大規模建築物の実績

単位:t

ごみの種類	発生量	再利用率	処分量	再利用率
可燃物 合計	26,191.50	12,645.90	13,545.60	48.3 %
紙類計	20,316.30	11,543.10	8,773.20	56.8 %
コピー・OA用紙	848.30	821.90	26.40	96.9 %
機密文書	1,336.10	1,268.50	67.60	94.9 %
雑誌・パンフレット・色つき紙	2,349.10	2,345.00	4.10	99.8 %
新聞紙・折込ちらし	717.60	714.10	3.50	99.5 %
段ボール	2,780.70	2,756.10	24.60	99.1 %
ミックスペーパー	3,467.30	3,360.40	106.90	96.9 %
その他紙類	8,817.20	277.10	8,540.10	3.1 %
厨芥(茶殻、残飯等のごみ)	4,377.30	1,084.60	3,292.70	24.8 %
木・草・繊維等	1,497.90	18.20	1,479.70	1.2 %
不燃物・焼却不適合 合計	7,975.20	6,814.40	1,160.80	85.4 %
飲料用びん	430.40	429.00	1.40	99.7 %
飲料用缶	807.20	804.30	2.90	99.6 %
ペットボトル	1,025.30	1,024.00	1.30	99.9 %
食用油	144.70	140.10	4.60	96.8 %
その他	5,567.60	4,417.00	1,150.60	79.3 %
特定の事業活動に伴う可燃物	1,216.10	1,159.50	56.60	95.3 %
総合計	35,382.80	20,619.80	14,763.00	58.3 %

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

※ 事業用大規模建築物のうち、事業用床面積3,000㎡以上の建築物は年1回再利用計画書の提出を義務付けられています。



(2) 事業用中規模建築物

- ① 再利用計画書提出数（平成27年8月1日時点） 279件
（再利用計画書提出対象数 351件）
- ② 事業用中規模建築物の実績

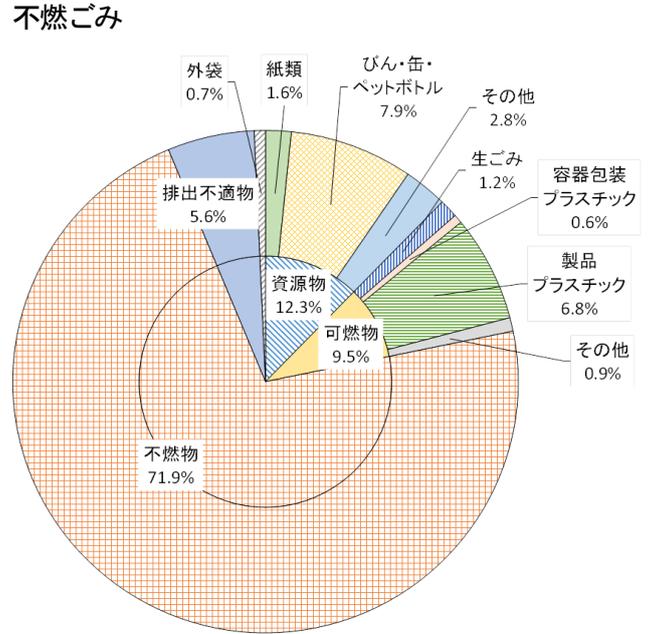
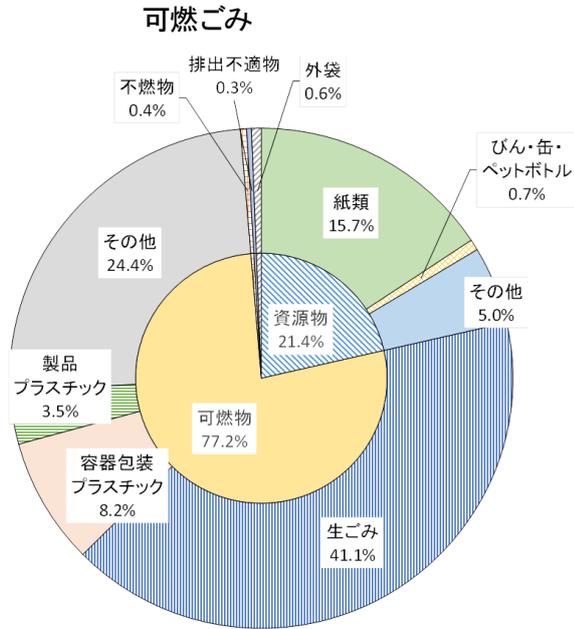
単位：t

ごみの種類	発生量	再利用率	処分量	再利用率
可燃物 合計	4,235.70	2,149.30	2,086.50	50.7 %
紙類計	3,199.90	2,013.10	1,186.80	62.9 %
コピー・OA用紙	263.50	196.00	67.50	74.4 %
機密文書	72.70	64.10	8.60	88.2 %
雑誌・パンフレット・色つき紙	249.40	244.80	4.50	98.2 %
新聞紙・折込ちらし	106.30	103.00	3.30	96.9 %
段ボール	979.70	978.60	1.10	99.9 %
ミックスペーパー	388.60	356.50	32.10	91.7 %
その他紙類	1,139.70	70.10	1,069.70	6.2 %
厨芥（茶殻、残飯等のごみ）	942.10	119.60	822.60	12.7 %
木・草・繊維等	93.70	16.60	77.10	17.7 %
不燃物・焼却不適合 合計	1,476.90	1,335.10	141.80	90.4 %
飲料用びん	97.00	96.40	0.60	99.4 %
飲料用缶	223.60	223.00	0.60	99.7 %
ペットボトル	203.50	202.70	0.80	99.6 %
食用油	42.40	42.10	0.30	99.3 %
その他	910.40	770.90	139.50	84.7 %
特定の事業活動に伴う可燃物	174.40	155.30	19.10	89.0 %
総合計	5,887.00	3,639.70	2,247.40	61.8 %

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。



7 ごみの組成



平成26年度家庭ごみ組成分析調査より

8 コンポスト化容器あっせん実績

年度	あっせん数
11	80件
12	36件
13	30件
14	36件
15	8件
16	27件
17	20件
18	13件
19	27件
20	29件
21	21件
22	10件
23	15件
24	19件
25	14件
26	12件

平成26年度 あっせん価格

ベランダ型 (2個1組) 5,076円 (税込み)

地上型 (70ℓ) 7,452円 (税込み)

地上型 (130ℓ) 7,452円 (税込み)



コンポスト化容器ベランダ型



コンポスト化容器地上型

9 ごみと資源の収集日

(平成27年9月現在)

地域		可燃	不燃	資源	粗大
後楽	1丁目	火・金	第1・第3木	水	水・土
	2丁目	火・金	第1・第3木	土	水・土
春日	1丁目	火・金	第1・第3木	水	水・土
	2丁目	月・木	第1・第3土	金	水・土
小石川	1丁目 1～16番	月・木	第1・第3土	火	火・金
	1丁目 17～28番	水・土	第2・第4金	木	火・金
	2・3丁目	月・木	第1・第3土	金	火・金
	4丁目 1～14番	月・木	第1・第3土	金	火・金
	4丁目 15～22番	月・木	第2・第4土	金	火・金
	5丁目	月・木	第2・第4土	金	水・土
白山	1丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
	2・5丁目	水・土	第2・第4金	木	火・金
	3・4丁目	水・土	第1・第3金	木	火・金
千石	1～4丁目	水・土	第1・第3金	木	火・金
水道	1・2丁目	火・金	第1・第3木	土	水・土
小日向	1～4丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
大塚	1・2丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
	3～6丁目	月・木	第2・第4土	金	水・土

地域		可燃	不燃	資源	粗大
関口	1～3丁目	火・金	第2・第4月	土	水・土
目白台	1～3丁目	火・金	第2・第4月	土	水・土
音羽	1・2丁目	火・金	第1・第3月	土	水・土
本郷	1・2丁目	火・金	第1・第3木	水	月・木
	3～7丁目	火・金	第2・第4木	水	月・木
湯島	1丁目	火・金	第1・第3木	水	月・木
	2～4丁目	火・金	第2・第4木	水	月・木
西片	1・2丁目	月・木	第1・第3土	火	月・木
向丘	1・2丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
弥生	1・2丁目	月・木	第1・第3水	火	月・木
根津	1・2丁目	月・木	第2・第4水	火	月・木
千駄木	1・2丁目	月・木	第2・第4水	火	月・木
	3～5丁目	水・土	第1・第3火	月	月・木
本駒込	1・2丁目	水・土	第2・第4金	月	火・金
	3～6丁目	水・土	第2・第4火	月	火・金

※ ごみは、収集日の朝8時まで集積所へ出してください。

※ 文京区内には、約8,000か所の集積所があります。

10 回収拠点

(1) ペットボトルキャップの店頭回収拠点（15拠点）

平成27年9月現在

店舗名	所在地
柏屋本店	春日1-12-6
清水商店	小石川3-3-3
神谷青果店	小石川3-35-8
清村酒店	千石3-29-23
十一屋能村酒店	千石3-38-11
Yショップ三河屋	小日向1-18-21
高沢屋酒店	大塚3-11-4
Yショップヤマザキおおつかや	大塚4-11-9
ミニスーパーシナノヤ	本郷5-3-1
三和商店	湯島2-13-13
大塚酒店	湯島2-24-10
高崎屋商店	向丘1-1-17
タウンショップよしのや	根津2-33-12
大銀ストアー	千駄木1-20-7
のむらや	千駄木2-13-1

※ 区の事業として回収しているもののみ記載しています。この他にも、スーパーマーケット等で自主回収している場合があります。



(2) 紙パック・衣類・蛍光管・乾電池・発泡スチロール食品トレイ・インクカートリッジ
プラスチック製ボトルの回収拠点

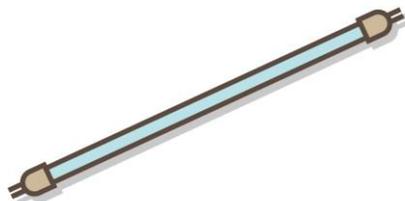
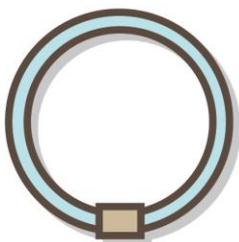
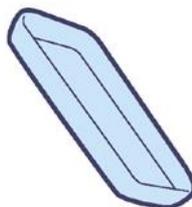
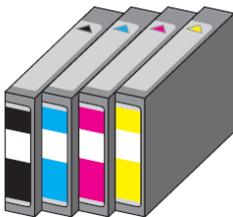
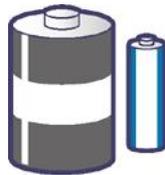
平成27年9月現在

施設名	所在地	紙パック	衣類	蛍光管	乾電池・ 発泡スチ ロール食品 トレイ・ インカー トリッジ・ プラスチッ ク製ボトル
小石川運動場	後楽1-8-23	●			
文京シビックセンター	春日1-16-21	●	●	●	●
礪川地域活動センター	小石川2-18-18	●	●	●	●
グルメンティ小石川店	小石川3-27-16			●	
小石川図書館	小石川5-9-20	●			
播磨坂清掃事業所	小石川5-40-21	●	●	●	●
白山東児童館	白山1-29-10	●			
白山交流館	白山4-27-11	●			
東都無線株式会社	千石1-16-14			●	
千石図書館	千石1-25-3	●			
大原地域活動センター	千石1-4-3	●	●	●	●
千石保育園	千石1-4-3	●			
水道児童館	水道1-3-26	●			
水道端図書館	水道2-16-14	●	●		
文京総合福祉センター	小日向2-16-15	●	●		●
大塚地域活動センター	大塚1-5-17	●	●	●	●
増屋電気商会	大塚2-16-8			●	
文京スポーツセンター	大塚3-29-2	●			
大塚公園みどりの図書室	大塚4-49-2 大塚公園内	●			
フジ特販	大塚5-7-11			●	
コモディイダ江戸川橋店	関口1-47-12			●	
目白台図書館	関口3-17-9	●			
音羽地域活動センター	目白台3-4-11	●	●	●	●
目白台交流館	目白台3-18-7 目白台総合センター内	●			
ユニーク社	本郷1-35-30			●	
湯島総合センター	本郷3-10-18	●			
男女平等センター	本郷4-8-3	●			
区民センター	本郷4-15-14	(●)			
湯島地域活動センター	本郷7-1-2 文京総合体育館内	●	●	●	●
教育センター	湯島4-7-10	●			
向丘保育園	向丘1-3-11	●			
向丘地域活動センター	向丘1-20-8	●	●	●	●
根津交流館	根津1-14-3 根津総合センター内	●			
根津地域活動センター	根津2-20-7 不忍通りふれあい館内	●	●	●	●
汐見地域活動センター	千駄木3-2-6 汐見地域センター内	●	●	●	●
千駄木交流館	千駄木3-42-20	●			

施設名	所在地	紙パック	衣類	蛍光管	乾電池・ 発泡スチ ロール食品 トレイ・ インカー トリッジ・ プラスチッ ク製ボトル
勤坂福祉会館	千駄木4-8-14	●			
保健サービスセンター本郷支所	千駄木5-20-18	●			
東京ガスライフバル文京白山	本駒込1-13-1	●			
駒込地域活動センター	本駒込3-22-4 本駒込地域センター内	●	●	●	●
勤労福祉会館	本駒込4-35-15	●	●		

※ 区の事業として回収しているもののみ記載しています。この他にも、スーパーマーケット等で自主回収している場合があります。

※ 区民センターは平成28年3月（予定）まで改修工事のため、回収は行っていません。



11 リサイクル推進協力店

[凡例]

簡易：簡易包装の推進

レジ袋：レジ袋の削減・エコバッグ（マイバッグ）持参の推進

詰替：詰め替え製品等の販売促進

修理：修理・修繕の推奨

回収：紙パック・新聞・雑誌・トレイ・空き缶・ペットボトル・蛍光管等の回収
（但し、店舗により回収している品目は異なります）

再生：再生品・環境配慮型商品の販売促進

電池：電池・充電電池の回収

生ごみ：生ごみ減量化の取り組み

地域：地域でのリサイクル活動への協力

他：ごみ減量・リサイクル推進の取り組み



協力店マーク

平成27年9月末現在 認定店舗数52

分類	事業所名	所在地	電話	簡易	レジ袋	詰替	修理	回収	再生	電池	生ごみ	地域	他
食品総合	グルメシティ 小石川店	小石川 3-27-16	3812-5349	○	○	○		○	○		○	○	○
	スーパー三徳 茗荷谷店	小石川 4-20-5	3816-3109		○	○	○	○					○
	コモディイイダ 江戸川橋店	関口 1-47-12	3267-2691	○	○	○		○	○				
	コープみらい ミニコープ目白台店	目白台3-15-6 山田ビル1階	3945-1376		○	○		○					○
	アブアブ赤札堂 根津店	根津 2-12-6	3822-3101	○	○	○		○	○		○		○
	サミットストア 千駄木店	千駄木 3-22-11	3824-0694	○	○	○		○	○		○		○
	谷沢新生物産	本駒込 5-72-14	3943-5389	○		○	○	○	○		○		
食肉	井上牛肉店	小石川 1-25-10	3813-0868		○							○	
	稲毛屋総本店	本郷 2-37-6	3811-3211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コシヅカハム	千駄木 3-43-11	3823-0200	○	○			○		○	○	○	
鮮魚	魚よし商店	本郷 4-36-5		○			○				○	○	
青果	八百辰商店	根津 1-16-10	○										
茶	山吉園茶舗	根津 2-18-12	3821-4174	○	○							○	
	鷹の爪本舗 今井園	根津 2-20-1	3821-4328	○	○	○					○	○	○
米穀	渡辺米店	根津 1-18-5	3821-5624		○							○	
	林屋米店	根津 1-23-12-101	3821-4502		○							○	
菓子	喜久月	本郷 4-6-13	3811-0467	○	○			○				○	
	八重垣煎餅	根津 1-23-9-102	3828-7228	○	○							○	
酒販	柏屋本店	春日 1-12-6	3811-5162	○	○			○					
	清水商店	小石川 3-3-3	3811-2841		○	○		○				○	

分類	事業所名	所在地	電話	簡易	レジ袋	詰替	修理	回収	再生	電池	生ごみ	地域	他
酒販	深谷商店	小石川 3-35-11	3811-4885	○	○			○			○	○	○
	ヤマザキYショップ 小日向三河屋酒店	小日向 1-18-21	3941-0569	○	○	○		○				○	○
	三金商店	大塚 5-41-8	3941-0475	○	○	○		○				○	
	三和商店	湯島 2-13-13	3816-0888	○	○			○					○
	高崎屋商店	向丘 1-1-17	3811-0833	○	○			○				○	○
	サワノ本店	根津 1-23-9-105	3821-3862		○			○					○
	吉野屋酒店	根津 2-33-12	3821-4703					○				○	
	リカーズのだや	千駄木 3-45-8	3821-2664	○	○			○					○
食堂	文京区役所 職員互助会食堂店	春日1-16-21 シビックセンター13階	3813-8137								○	○	○
薬局	伊吹堂薬局	大塚 3-10-3	3941-0447	○	○	○		○				○	○
	天日堂薬局	本郷 2-38-15	3811-1754	○	○	○		○	○				○
	芙蓉堂薬局	本郷 4-2-1	3816-2410	○	○			○				○	
たばこ	大関屋 野田商店	湯島 1-9-15					○					○	
生花	フラワーショップ 小竹	千駄木 3-42-14	3822-3536	○	○			○			○	○	○
	フラワーサービス	後楽 2-5-1	3816-0878					○					
家電	ユニーク社	本郷 1-35-30	3811-6165				○	○		○			
寝具	寝具専門店 ふじはし	本駒込 1-1-16	3823-2484	○			○					○	
インテリア	インテリアハウス ナカムラ	根津 1-16-8	3823-0181		○							○	
文具	マツヤ文具	小石川 1-26-17	3815-3435	○	○	○		○	○	○		○	
	文具スギウラ	水道 1-5-16	3812-0221	○	○								
時計	木村時計店	関口 1-7-4	3268-6413				○			○			
靴	オハイオ靴店	根津 2-19-2	3821-5480	○	○		○						
楽器	三浦ピアノ	本郷 6-26-1	3409-7641				○						
	ベストリペア	春日1-12-4 スカイコート後楽園	5800-2239	○			○			○			○
靴・かばん 修理	吉田屋	西片 2-25-9	3811-3290				○						
	ミングルパーティー	音羽 1-26-10	3946-6208	○	○		○		○		○		○
リサイクル	リサイクルブティック ル・マン	本郷2-18-12 諸岡ビル1階	3815-1889	○	○							○	
	リサイクルショップ 富士中	本郷 5-4-7 1F	3815-1451	○	○		○					○	○
	相馬古道具店	本駒込 1-7-16	3828-2344	○	○		○		○			○	○
クリーニング	喜久屋クリーニング 江戸川橋店	関口 1-47-12-110	3260-8412		○		○	○	○				
マッサージ	トータルヘルスケア MIYU	小石川 1-7-7-701	3814-1147		○		○		○				○
NPO	文京区消費者の会	本郷 4-15-14	5689-5980	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 文京区消費者の会は事務所の改修工事に伴い、平成28年3月末まで閉鎖しています。

1 2 清掃事務所等の概要

名 称	文京清掃事務所
所在地	文京区後楽一丁目7番29号
敷地面積	1,046.67㎡
建 物	1,145.68㎡(延床面積) SRC造 地上2階 地下1階 昭和56年3月竣工
事業概要	廃棄物の収集その他清掃作業の実施に関すること 廃棄物処理手数料の徴収等に関すること 廃棄物の排出抑制等の指導に関すること

名 称	文京清掃事務所本郷分室
所在地	文京区湯島四丁目1番14号
敷地面積	332.69㎡(うち274.38㎡借地)
建 物	813.05㎡(延床面積) RC造 地上5階 地下1階 昭和53年3月竣工
事業概要	廃棄物の収集その他清掃作業の実施に関すること 廃棄物の排出抑制等の指導に関すること

名 称	播磨坂清掃事業所
所在地	文京区小石川五丁目40番21号
敷地面積	2,505.00㎡
建 物	2,716.72㎡(延床面積) RC造 地上2階 塔屋1階 平成12年3月竣工
事業概要	廃棄物の運搬に関すること 直営清掃車両の管理運営に関すること

1 3 リサイクルと清掃事業のあゆみ

[凡例] ◇国 ◎都 ○特別区 ●区

明治33年	◎東京市によるごみ収集の開始
昭和20年	○清掃事業の区移管
昭和21年	◎清掃事業の都移管
昭和29年	◎小石川清掃事務所、本郷清掃事務所に名称変更(旧称:東京都清掃本部出張所)
昭和30年	◎本郷清掃事業協力会の設立
昭和31年	◎小石川清掃協力会の設立
昭和39年	◎ごみ容器による定時収集の開始
昭和46年	◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行 ◎ごみ戦争の宣言
昭和49年	◎不燃・焼却不適ごみの分別回収開始
昭和61年	◎○「都区制度改革の基本的方向」を都区で合意

平成 3年	◇「再生資源の利用の促進に関する法律」の施行 ●リサイクル推進担当課の設置 ●「文京区リサイクル推進連絡協議会」の設置 ●拠点回収開始（当初は缶と牛乳パックを回収） ◎事業用大規模建築物への立入指導開始 ◎粗大ごみ有料化 ●分別回収開始（当初はびんと缶を回収） ◎「ごみ減量化行動計画」「清掃工場建設計画」の策定
平成 4年	◎◎「リサイクルの都区の役割分担」を都区で合意 ◎◎集団回収の区移管 ●広報紙CAN発行開始
平成 5年	◎袋による排出のルール変更（炭酸カルシウム入りごみ袋） ◎◎「リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会）
平成 6年	◎◎「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区で合意 ●文京区リサイクル推進本部の設置 ●「文京区リサイクル推進計画」の策定 ●リサイクル推進協力店制度の開始 ◎◎「第2次リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会）
平成 7年	●産業別リサイクル（印刷・製本）の開始 ●ペットボトル店頭回収の開始
平成 8年	◎可燃ごみの全量焼却体制の確立 ◎事業系ごみ全面有料化 ●中高層建築物への再利用資源保管施設整備の協力要請開始 ●小規模事業所の資源回収支援事業の開始（Rサークルオフィス文京）
平成 9年	◇「容器包装リサイクル法」の施行 ●「第2次文京区リサイクル推進計画」の策定 ◎◎「第3次リサイクル推進計画」の策定（都区リサイクル推進協議会） ●文京区リサイクルセミナーの開始
平成10年	◇「地方自治法」の改正（特別区制度の改革） ●文京区役所リサイクルリーダー制度の発足 ●ミニストックヤード整備事業の実施 ●コンポスト化容器導入促進事業の開始 ◎「東京スリムプラン21」「第2次ごみ減量化行動計画」の策定 ●ふれあい指導の開始
平成11年	◎資源回収を集積所に拡大（旧東京ルールI） ●文京区リサイクル協会の設立 ●リサイクル・清掃対策室の設置（制度改革担当課・リサイクル推進担当課統合）
平成12年	◎◎清掃事業の区移管（特別区制度の改革） ●リサイクルプラザシビック・リサイクルプラザ本駒込の開設 ●「モノ・プラン2000文京」の策定 ●「廃棄物総合政策会議」「モノ対策会議」の設置 ●リサイクル清掃課の設置 ●播磨坂清掃事業所の開設
平成13年	◇「循環型社会形成推進基本法」「資源有効利用促進法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」の施行 ●高齢者世帯等への訪問収集の開始
平成14年	●生ごみ堆肥化モデル事業の開始 ●モノ友通信創刊
平成15年	◇「循環型社会形成推進基本計画」の策定

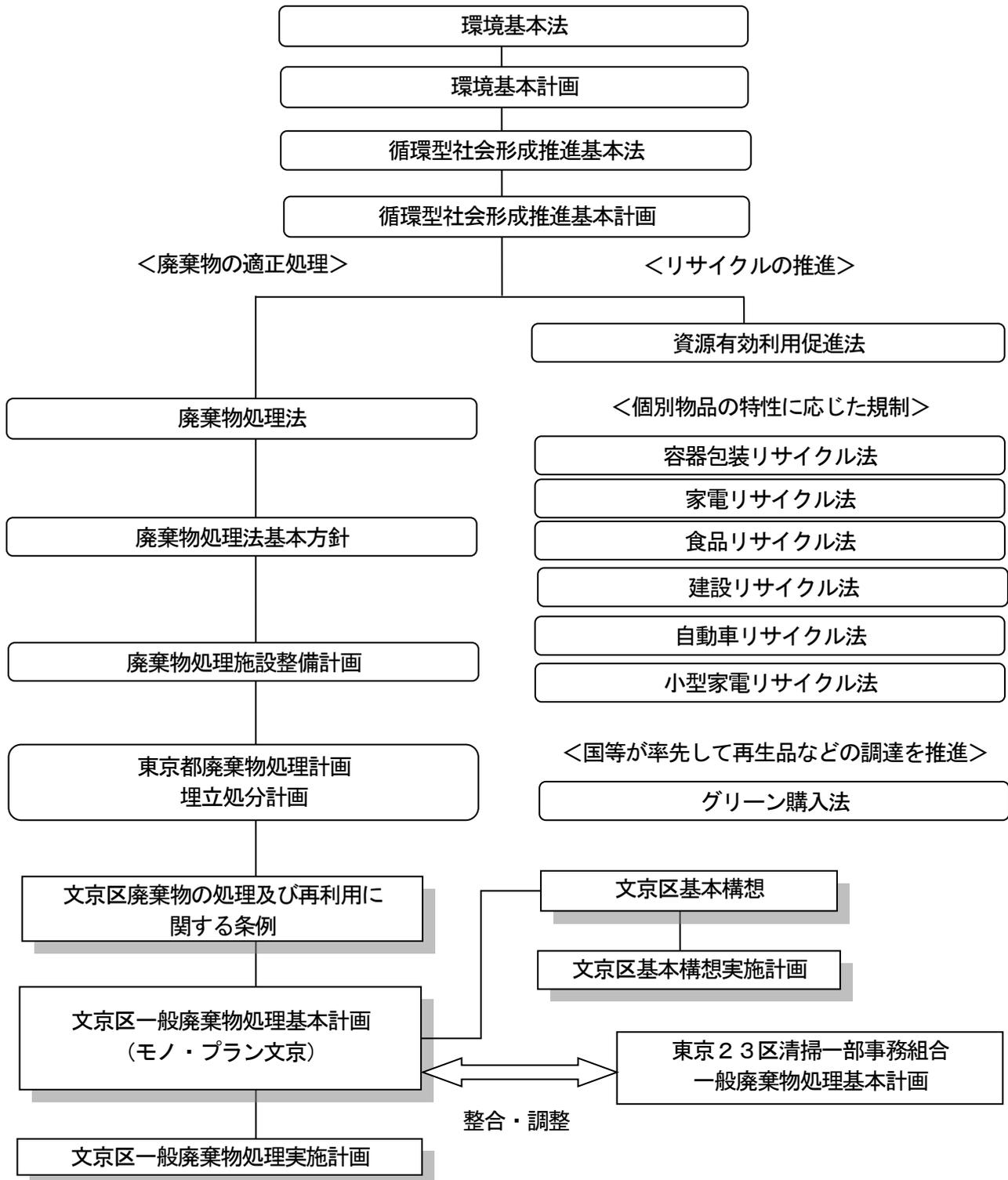
	<ul style="list-style-type: none"> ●文京清掃事務所の設立（小石川・本郷清掃事務所統合） ◇家庭系パソコンリサイクルの開始
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装プラスチック回収モデル事業
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ●文京区リサイクル清掃審議会を設置 ●容器包装プラスチック回収モデル事業
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ●「モノ・プラン2000文京」の見直しの考え方及び方向性について答申 ●「モノ・プラン文京」改定 ●小石川清掃協力会、本郷清掃事業協力会解散
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトル集積所回収事業及び白色の発泡スチロール食品トレイ拠点回収事業の開始
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの新しい分別モデル事業の開始 ◇第2次「循環型社会形成推進基本計画」の策定 ●リサイクルプラザシビック・リサイクルプラザ本駒込の廃止 ○区内全域でのごみの分別区分変更（サーマルリサイクルの開始）
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について諮問
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ●衣類拠点回収事業（11箇所）を開始 ●不燃ごみの収集回数変更（週1回→月2回） ●スプレー缶・カセットボンベ集積所回収事業の開始
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ●「モノ・プラン文京」の改定に関わる考え方及び今後の方向性について答申 ●「モノ・プラン文京」改定 ●有色の発泡スチロール食品トレイ・プラスチック製ボトル・インクカートリッジ・ペットボトルキャップの拠点回収事業を開始 ●粗大ごみ一部資源化の開始 ●衣類拠点回収箇所の増（11箇所→13箇所） ●Bunkyo ごみダイエット通信創刊
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ●「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱」の施行
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用中規模建築物への立入指導の開始 ◇「小型家電リサイクル法」の施行 ◇「第3次循環型社会形成推進基本計画」の策定 ●蛍光管の拠点回収事業を開始 ●小型家電イベント回収のモデル事業を開始
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ●「モノ・プラン文京」の今後必要となる見直しの考え方及び事業の方向性について諮問 ●ペットボトル店頭回収事業（東京ルールⅢ）の終了（平成27年2月末）

※ 清掃協力会

清掃協力会は、リサイクルを促進するとともにごみの減量を図り、区民の生活環境を清潔にし、公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会を中心として設立された任意団体です。昭和30年の本郷清掃事業協力会の設立以降、昭和30年代にはほぼ23区全てに設立されました。

本郷・小石川両協力会は、平成17年度に創立50周年の節目を迎えたのを契機に平成18年度末をもって発展的に解散しました。

1 4 リサイクルと廃棄物処理の法体系



※ 廃棄物の定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不用品であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう」と定義しています。ただし、不用品であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

